

土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会規程

(平成19年10月15日 制定)

(総 則)

第1条 土木学会北海道支部地域活動賞（以下「活動賞」という。）の授与についてはこの規程による。

(活動賞の対象)

第2条 活動賞は、北海道内において、土木技術や土木構造物を通じて地域や北海道の発展に貢献したと認められる団体等の中から選ばれる。

(選考委員会)

第3条 活動賞を選考するために、土木学会北海道支部地域活動賞選考委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

第4条 委員会は5名以内をもって構成する。

第5条 委員は支部所属の会員の中から土木学会北海道支部長（以下、「支部長」という。）が委嘱し、その任期は1年とし、再任は妨げない。

第6条 選考委員会の委員長は、委員が互選する。

(賞の決定、表彰の時期、方法)

第7条 活動賞は、商議員会において決定し、表彰は支部通常総会において賞状および副賞を授与して行う。

(付則)

本規程は平成19年10月15日より施行する。